「平塚都市計画高度地区の運用基準」及び「平塚市総合設計許可基準」の見直しの概要

平塚市では、一定規模以上の敷地面積があり、敷地内にオープンスペースを設けるなど、より良い市街地環境が形成される建物には、「高度地区の運用基準」及び「平塚市総合設計許可基準」による高さ制限を緩和する規定を設けています。

これらの運用基準等については、商業地域の容積率500%以上及び明石町において、店舗等の誘導による商店街の維持を図りつつ、都市型住宅との共存等による高度利用を促進させるため、平成27年4月1日に見直しを行いました。

■「平塚都市計画高度地区の運用基準」及び「平塚市総合設計許可基準」の見直しの概要

No	項目	平塚都市計画高度地区の運用基準		平塚市総合設計許可基準	
		IΒ	新	IB	新
1	前面道路の 幅員等	• 道路幅員8m以上 • 道路幅員6m以上	 道路幅員8m以上 (ただし、幅員6m以上の道路に接し、当該道路に接する敷地全長に幅2m以上の歩道状公開空地を設ける場合には幅員8m以上とみなす) 道路幅員6m以上 	• 道路幅員8m以上	・道路幅員8m以上 (ただし、幅員6m以上の道路に 接し、当該道路に接する敷地全長 に幅2m以上の歩道状公開空地 を設ける場合には幅員8m以上 とみなす)
2	有効公開空 地率の最低 限度	(敷地面積 1,000 ㎡未満) • 15%以上 (敷地面積 1,000 ㎡未満は適用 除外)	(敷地面積 1,000 ㎡未満) ・適用を除外する	・20%以上 (容積率及び高さの緩和の場合)・15%以上 (高さの緩和の場合)	・20%以上 (容積率及び高さの緩和の場合)・適用を除外する (高さの緩和の場合)
3	誘導用途の 設置区域等 (商業施設 の低層略へ の設置)	・容積率500%以上及び明石町の 区域 ・設置面積は建築面積の1/2以上	・容積率500%以上の紅谷町、宮の前、宝町、八重咲町、代官町及び明石町の一部 ・設置面積は建築面積から1階部分に設ける駐車場等の面積を除いた面積の2分の1以上又は1階部分に設ける駐車場等の 面積の2分の1以上のいずれか大きい面積	・容積率500%以上及び明石町の 区域・設置面積は建築面積の1/2以上	・容積率500%以上の紅谷町、宮の前、宝町、八重咲町、代官町及び明石町の一部 ・設置面積は建築面積から1階部分に設ける駐車場等の面積を除いた面積の2分の1以上又は1階部分に設ける駐車場等の面積の2分の1以上のいずれか大きい面積
4	住戸の採光 に関する 基準	・主な窓の庇等から隣地境界線まで の距離5m以上	主な窓の庇等から隣地境界線まで の距離4m以上	・主な窓の庇等から隣地境界線まで の距離5m以上	主な窓の庇等から隣地境界線まで の距離4m以上